

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 24 回一般原則部会

日時 : 2007 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

仮議題

1 .	議題の採択
2 .	本部会に付託された事項
3 .	加盟国向けの食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案 (ステップ 4)
4 .	食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案
5 .	地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
	a) 地域調整国による地域調整部会の議長の指名
	b) 執行委員会における地域調整国と地域ごとに選出された執行委員会メンバーのそれぞれの役割
6 .	コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの再検討
	a) 手続きの修正原案
	b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針 ; 無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正に関する取扱い
7 .	コーデックス規格の一般原則についての再検討
8 .	食品安全に関するリスク分析の用語の新しい定義の提案
9 .	手続きマニュアルの構成及び体裁についての検討
10 .	その他の事項及び今後の作業
11 .	次回会合の日程及び開催地
12 .	報告書の採択

第 24 回一般原則部会 (CCGP) の主な検討議題

日時 : 2007 年 4 月 2 日 (月) ~ 4 月 6 日 (金)

場所 : パリ (フランス)

主要議題の検討内容

議題 3 : 加盟国向けの食品安全のためのリスク分析についての作業原則原案

加盟国政府を対象としたリスク分析についての作業原則文書について検討するものである。前回の本部会では、策定の必要性の有無等を巡り意見が分かれたが、カナダを座長、チリ及びノルウェーを副座長とする物理的作業部会を設置して、加盟国政府向けのリスク分析に関するガイダンスを必要とする論理的根拠を明確にし、簡潔で分野横断的なリスク分析適用原則案を作成することで合意された。これを受けて、2006 年 9 月 26 ~ 28 日に開催された作業部会 (我が国も参加) において作成された原案が会議資料として提示されている。

作業部会が作成した原案は、既に 2003 年に合意されたコーデックス向けリスク分析作業原則を下敷きとして、(1) 加盟国向けに馴染まない記述の削除・修正、(2) 「実施 (Implementation)」に関する章の追加など、加盟国向けのガイダンス用に修正されたものとなっている。我が国は、食品安全の分野でリスク分析の枠組みを示した作業原則をコーデックスが加盟国向けに作成することは有用であるとの理由から、本文書策定作業の継続を支持してきたところであり、基本的に作業部会作成の原案を支持する方向で、各国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

議題 4 : 食品の国際貿易における倫理規範の改訂原案

前々回の本部会において、「食品の国際貿易における倫理規範 (1978 年制定、1985 年改訂)」の改訂に関し、食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) に対し、「安全ではない、不適切な、または輸出国の安全基準を満たさない食品の輸出」の問題について、CCFICS の所掌の範囲で何らかの勧告ができるかどうか検討を依頼した。第 15 回 CCFICS 会合 (2006 年 11 月) は、これに対し、この問題が CCFICS の委託事項の範囲内である事には合意したものの、今後の作業の必要性については意見の一致に至らなかった。

今回の第 24 回 CCGP では、CCFICS が、同部会の委託事項に上記問題が含まれるとしたことを受けて、倫理規範の検討を今後本部会においてどのように取り扱うかについて議論することが予想される。我が国としては、輸入国としての立場から、これまでも輸出国に対して不合格品に関する情報を提供するなどして対応しているところである。今後いずれの部会において議論が進められることになる

としても、国ごとに食品の安全に関する基準が異なることにも留意しつつ、本討議が輸入食品の安全性確保に資するものとなるよう対処したい。

議題 6：コーデックス規格及び関連文書の策定手続きの再検討

b) コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針及び無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続きの見直し

前回部会で、「コーデックス規格の改定と修正の手続きのための指針」と「無期限に休止している部会で策定されたコーデックス規格の修正手続き」を、1つの文書に統合することが合意された。

これを受けて、事務局から、

editorial な修正については、ステップで採択

部会で提案され、合意された修正についてはステップ5で採択

することなどが提案されている。加盟国が意見を述べる機会が失われないよう、及び の手続きが適用される範囲が明確になるよう対処したい。